

□公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を併記した意見対照表

○公聴会の公述人数 9人（起業者含む。） 公述時間合計約2時間

番号	意見の項目	意見の内容	認定庁の見解
1-6	軟弱地盤	庁舎建設計画にせい弱さがある。矢越という地域は軟弱地盤であるため、基礎工事に相当経費が伴う。また、建設計画には防災機能等が網羅されておらず、二次、三次の計画変更等の可能性が十分にあり、歳入減による住民サービス低下と増税の懸念が払しょくできないことから、民有地取得による新庁舎建設の公益性と必然性はないと断言せざるを得ない。	起業者は、本件事業に係る起業地の選定において、西田一番地内を含む代替案との比較検討も行っており、起業者が検討した複数の代替案及びその優劣につき検討を加えた項目は、いずれも社会的及び経済的観点等から考え得る合理的な範囲内のものであることから、本件事業の選定方法は妥当なものであると認められる。
2-1	交通安全上の問題	今の旧庁舎より北東に1キロ離れた場所にありました。非常に危険なところです。	
1-1	起業地の決定	建設に適した十分な保有地があるにもかかわらず、民有地を土地収用法の事業認定許可を得てまで取得する理由が不明確であります。また、民有地取得経費は本来不要であり、経済的な面からも決して公益性があるとは言えない。	
1-3	経済性	用地取得費は合併特例債対象には当たらず、全く不要の支出となることから、経済的な面からも合理性に欠け、とても公益性があるとは言えず、妥当とは言いがたい。	
4-1	起業地の決定	町が矢越を選定した理由を検証する。 町が主張している理由、1、防災拠点としての機能が確保されている。2、災害時、平常時の利便が優れている。3、将来に向けた地域づくりなどまちづくりへの対応が容易である。4、周辺の交通環境の変化に対応できる場所である。5、建設に当たって経済的に優れた場所であると言っておりますが、	
4-3	経済性	環境の影響と経済性があると言っておりますが、町は、西田町有地を活用する場合、現在の道路の幅が12メートルに費用がかかると言っておりますが、新庁舎ができたからといって交通量が増えるわけではなく、幅の必要性はないと思います。幅する場合でも用地買収は1,000万円程度で済むのではないかと思います。土地購入代、水道等のインフラ関係で矢越には4億以上の負担増となると思います。 西田町有地は新たな負担がほとんどかかりません。矢越の個人の土地、民有地の方はこのとおり、4億円プラスアルファという非常に大きな投資が必要になると思います。これは本当に無駄な投資ではないかと思います。	
5-8	起業地の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新防災マップには、西田町有地、危険度1、矢越私有地、危険度3で、矢越の方が危険度は高いのです。</li> <li>・矢越周辺は農業振興地域です。良好な稲づくりの湿地帯があります。庁舎建設をすることによって周辺農地に悪影響を及ぼします。</li> <li>・西田町有地から田川への道路は自動車のスピードを控えさせるためにVIPロードとなっております。更に両側には290本の雑木が植えられ、その並木道は春夏秋冬を彩っております。</li> <li>・矢越地内は将来誘致企業と隣接するので、都市計画の観点からも望ましいものではありません。企業の不測事態に町民が巻き込まれるという可能性があります。</li> </ul>	
5-4	起業地の決定	申請では5つの主要項目を上げています。私はこのすべての項目で西田町有地が優位であると考えます。	

番号	意見の項目	意見の内容	認定庁の見解
5-3	起業地の決定	条例に基づく加美町検討委員会は、西田町有地を適地としました。訓令に基づく加美町新庁舎整備検討委員会は西田町有地をまた適地としました。理由は建設に十分な面積を有している。危機管理拠点としての機能もある。町の財政状況は厳しい。新たに用地を取得すると約2億2,000万円の支出増となるとしています。	起業者の意思決定過程での意見は、事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
3-1	自然環境保全	起業地矢越には、法律によって保護すべき生物、いわゆる絶滅危惧種に該当するものがあります。環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された重要種のうちトウキョウダルマガエル、マルタニシ、キンナガゴミムシの3種があります。町は、着工前に採取移動とか水路切り替えなどにより生息環境を改変する、自主的移動を促すなど可能な配慮を行うとしていますが、生息環境を改変することなどできるでしょうか。カエルやタニシなどに自主的移動を促せるものか、疑問です。	起業者が配慮している保全対策は、専門家の意見に基づくものであることから、妥当なものであると認められる。
5-6	町の財政	加美町の財政は極めて厳しい状況にあります。宮城県平成20年度会計決算によりますと、宮城県の43団体中、財政力では39位、下です。財政構造の弾力性でも39位、公債負担の状況では41位です。43団体中41位です。宮城県では平均以下の更に下位にあります。このような厳しい状況にある、高齢化が進行している、そして若者の負担の増大が確実になるというふうにされる中、矢越に庁舎を建て、赤字の殿堂と呼ばれるようなことがあってはならないと考えます。	町の財政状況は、事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
5-2	事業認定の 手続の不備	農業用排水路付替工事については、町民にも全く説明されておりません。義務とされる事業認定説明会の表題にも載っていません。全く説明されておりません。事業認定は本当はこれでできないのです。	事業認定申請書の添付書類の別添4から事業説明会は土地収用法の要件は具備しているものと判断している。
1-7	定住促進疑問	旧庁舎跡地を宅地分譲し、定住促進に充てるという計画は需要予測の全く見通しのない計画と言わざるを得ず、計画倒れの公算が高く、失敗の場合の対処が明確でない。	起業者である地方公共団体の個々の施策等は事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
1-8	庁舎集中方式への反対	合併によるマイナス面について。合併後役場業務を分散したが、これによる地域の現状は日中帯に歩行している人影もなく、また、バス路線も廃止となり、大変不便を来しております。このままでは限界部落となってしまうことは必定です。このような現状の中、新庁舎落成後の機能は一極集中方式とすると言明している。	
5-7	中心市街地対策	西田町有地の近くにあった加美職業訓練校や中新田法務局が近年廃止されました。郊外にジャスコやヨークベニマルなどの大型店が相次ぎ出店しています。加美町も中心市街地の空洞化は急速に進んでいます。庁舎を郊外へ移動させることによって更なる空洞化、衰退に拍車をかけることとなります。	中心市街地の活性化等のまちづくりは地方公共団体である起業者が自主的に行うべきものであり、事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
5-9	条例改正の直接 請求の結果	直接請求に対する町議会の重要な意味について。 住民によって条例改正の直接請求が昨年11月にあったが、賛成7人、反対13人で否決しました。2回否決したと言っているのです。ところが、この7対13という数字は矢越私有地を是とする3分の2の議決を復したことになります。矢越への根拠が失われたと同様の重要な意味を持っていると考えます。	否決された直接請求の賛成数については、事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。

番号	意見の項目	意見の内容	認定庁の見解
1-2	地権者無視	新たにこの事業のために取得しようとしている私有地は、取得予定私有地の地権者6分の2名が強硬に反対している現状であり、これは内容証明付き書面にて意思表示をしている。この状況下で、基本設計委託契約及び町民への広報等で既に庁舎建設が予定どおり進展しているような印象を与え続けていることは、反対地権者への心理的圧迫を考慮しない、問題が起こる行為と言わざるを得ない。	町政への不信感は事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
1-4	町政への不信感	臨時議会にて議決後の住民説明会では、私有地取得に伴う強制収用は考えていないと言明しているにもかかわらず、事業認定許可申請は強制収用も可能となることを考えれば、矛盾していると言える。	
1-5	住民無視	新庁舎建設位置に関し、町民の意見が反映されているとは言えず、手順に不備があった。それは合併に伴う新庁舎建設位置の決定事項は重要事項であるにもかかわらず、町民の意識調査を実施せず、臨時議会での議決後の住民説明会での事後報告のみであり、住民の意思が反映しているとは言い難い。	
2-2	町政への不信感	合併してから早くも9年になるところですが、こんないざこざを起こすならば、合併を解消してください。町民が署名を出しても、町会議員がもみつぶしています。町長や町会議員は口裏を合わせているようにしか思えません。段取りが決まってから説明するのはおかしいです。	
4-2	町政への不信感	1, 新庁舎建設検討委員会の答申を無視しております。2, 町民の5,302人の署名を無視しております。3, 事前に町民の説明会を自ら開催しておりません。4, 十分な論議なく、議会の多数工作で庁舎の位置を決定してしまいました。 町民の声に耳を傾けず、強引につくる新庁舎は町民の一体感を醸成しておりません。	
5-1	町政への不信感	これまですべての検討結果は西田町有地を適地としました。ところが、申請書には私有地が第1位と書かれ、驚きました。矢越第1位はいかなる機会にも聞いたことがありません。また、文書によって見たこともありません。起業地は比較検討を経て決定されるべきであります。申請書は第1位としなければ事業認定を受理されないの、恣意的に書かれたものであると思います。	
5-9	町政への不信感	町有地があるのに、なぜ赤字財政に苦しむ加美町が高いお金を出して私有地を買わなければならないか。町民の素朴な疑問に納得できる説明はありません。平成13年に改正された土地収用法説明会の開催や請求による公聴会を義務とした、その趣旨は、説明が合理的な根拠がなければ、違法なものとする学説があります。	
3-2	町政への不信感	町長も議会も住民の意向をくんでいない。 町民の代表と町議4人の20人で構成された新庁舎建設検討委員会の平成21年11月の答申では、庁舎の位置については加美町役場西側町有地を適地としている。 新庁舎建設整備検討委員会は役場の幹部職員8名で構成されたもの平成21年11月24日の中間報告会で、全員が西田の町有地を適地と報告したのに対して、町長が町有地を建設地とするのであれば、この委員会で検討する必要がなかったのではないかと発言し、再評価を指示している。	